

おかげさまで
事務所開設31周年

山本安志法律事務所

相続専門ホームページは
コチラ

山本安志 横浜相続

検索

<http://www.souzoku-yokohama.jp/>

所長プロフィール



山本安志、弁護士。
山本安志法律事務所所長。
弁護士として34年のキャリア
を持つ。日夜、相談者のため精
力的に活動し、どんな事件・トラ
ブルにも全力を尽くす「町医
者」的弁護士を目指している。相続分野への知識にも
明るく、ノウハウも豊富で相続問題のトラブル解消に
は絶大な定評がある。(横浜弁護士会所属)

事務所ホームページは
コチラ

山本安志

検索

<http://www.bengoshi-yamamoto.gr.jp/>

事務所概要

山本安志法律事務所
横浜市中区日本大通18 KRCビルディング9階
TEL 045-662-6302 FAX 045-662-7142

相談予約のご案内

無料法律相談：平日毎日相談・夜間・土曜相談(初回のみ)
※相談受付は平日の午前9時30分から午後6時までに電話で予約ください。

TEL:045-662-6302

アクセス

電車で来られる方

みなとみらい線「日本大通り駅」下車、徒歩約1分。

JR関内駅南口(市役所側)、

または地下鉄関内駅(市役所前出口)下車、徒歩約10分。

車で来られる方

当事務所は駐車場を用意していませんが、隣の情報文化センターの有料駐車場をご利用ください。



無料相続問題相談会 実施中

平日の毎日相談、および、夜間・土曜相談を常設しております。

費用 無料(初回のみ)※①

予約電話 045-662-6302

●午前9時30分～18時 ※① 2回目以降 5,250円/30分

※ 必ず電話でご予約ください。原則として、その場で相談日を予約できます。

相続を迎えた方、相続を控えた方へ
失敗しない相続対策はこちらをご覧ください。

失敗しない
相続の
ススメ

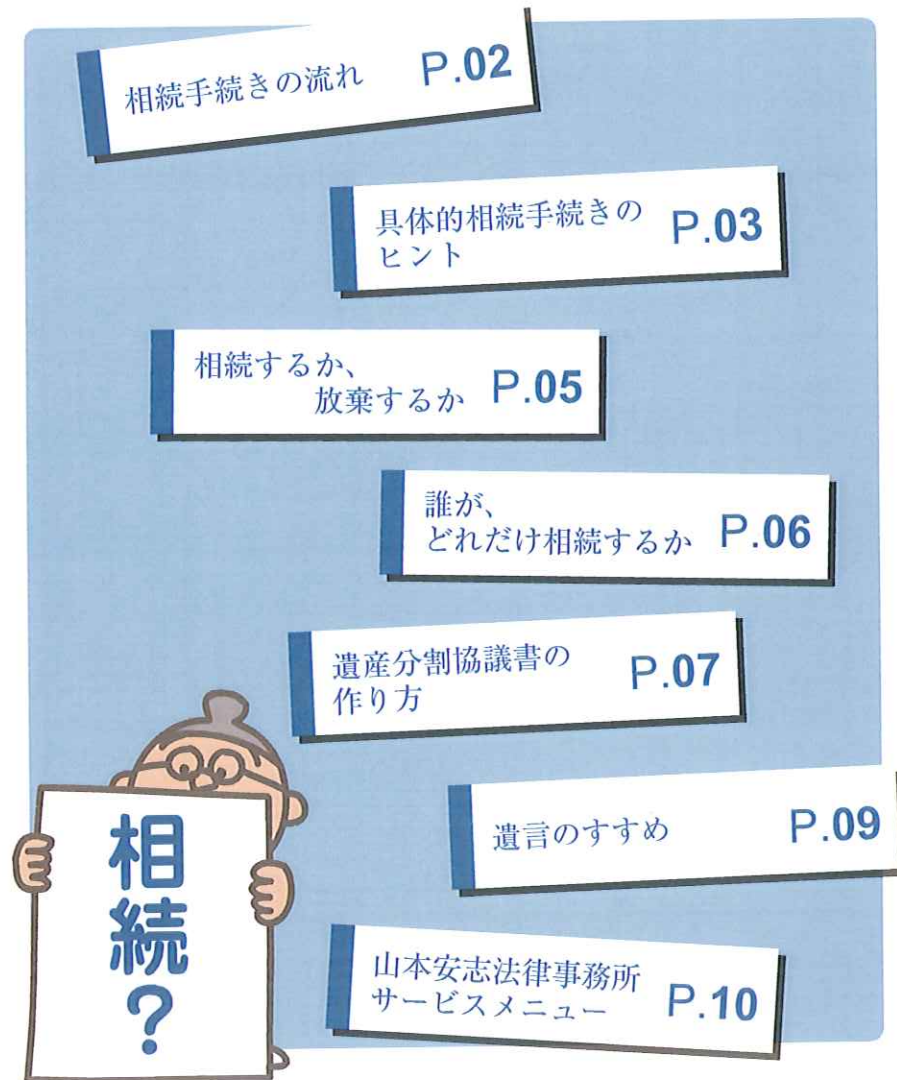


山本安志法律事務所 所属弁護士7名

相続を迎えた方、相続を控えた方が、
「これだけは知っておきたい」ことを記載しました。

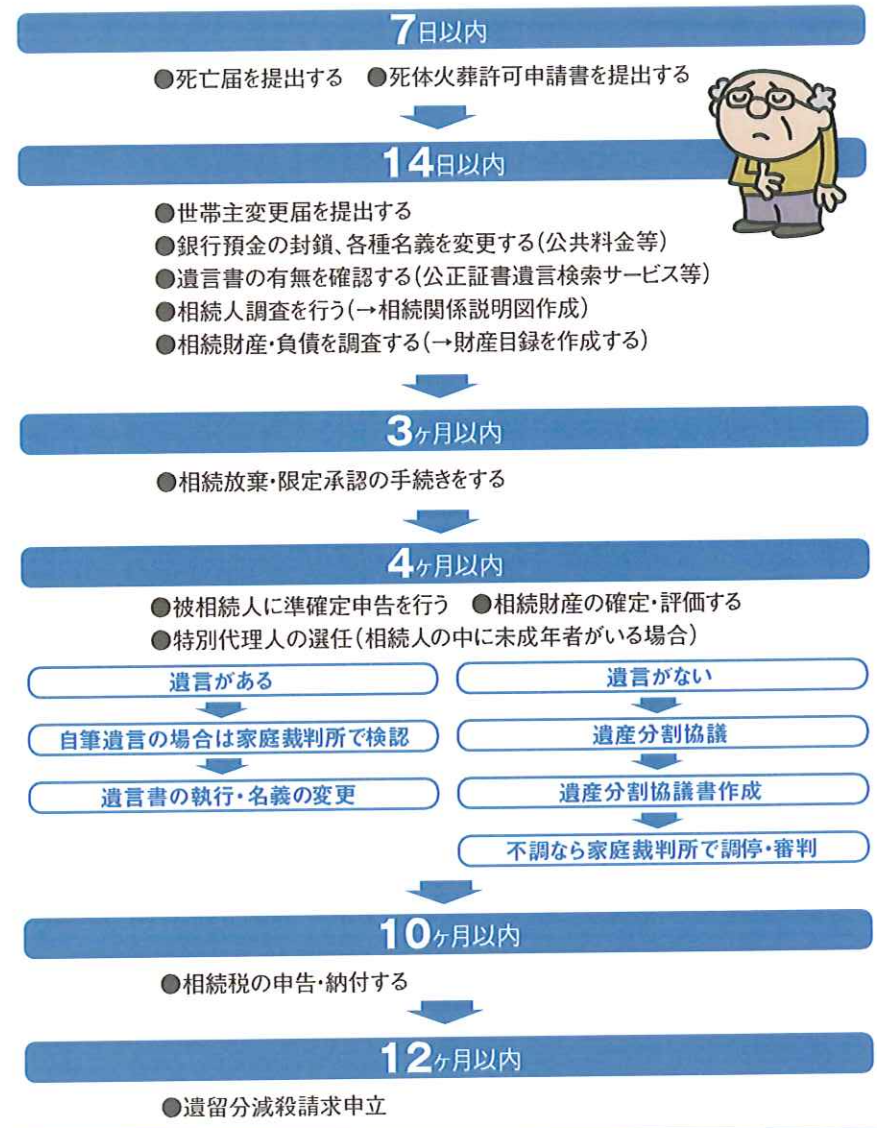
はじめての相続

相続問題は、初めて経験されるという方が多いと思います。そこで、この小冊子では、突然始まる相続について、誰でも簡単に「自分がどのタイミングでなにをしなければならぬか？」が分かるようにまとめましたので、ぜひ一読ください。



相続手続きの流れ

一般に相続手続きの流れは、以下のようになります。期間を過ぎるとできなくなるものが多々ありますので、是非、ご注意ください。





☑ はじめての相続

相続で発生する一般的な手続きは以下の通りです。
チェックリストとして、ご活用ください。

	種類	届出先	該当	完了	備考
せいのしん 手続き	生命保険	生命保険会社			
	入院保険金	保険会社			
	団体弔慰金	共済会・互助会・協会・サークル			
	簡易保険	郵便局			
	死亡退職金	会社			
	医療費控除の還付請求	税務署			
	遺族共済年金	各共済会			
	葬祭料(共済年金)	各共済会			
	生命保険付住宅ローン	銀行		団体生命保険	
	クレジットカード	クレジットカード会社		保険確認	
やめる 手続き	クレジットカード	クレジットカード会社		免除確認	
	携帯電話	電話会社			
	借金	消費者金融・銀行・ローン会社		団体生命保険	
	デパート会員証	デパート			
	フィットネスクラブ会員証	フィットネスクラブ			
	JAF会員証	JAF			
	無料バス	バス・電車会社(市役所)			
	身分証明書	学校・会社・福祉事務所			
	パソコン・インターネット会員	プロバイダー			
	老人会会員証	老人会			
引き継ぐ 手続き①	運転免許証	国家公安委員会			
	貸金庫	契約銀行			
	パスポート	旅券事務所			
	リース・レンタル契約	リース会社・レンタル会社			
	キャッシュカード	銀行・郵便局・JA(農協)			
	自動車保険(自賠責・任意保険)	損害保険会社(取扱代理店)			
	家屋の火災保険の名義変更	損害保険会社(取扱代理店)			
	公共料金	電気・ガス・水道会社			
	NHKの名義変更	管轄の営業部・センター			
	銀行引き落とし口座	銀行			
借地・借家	地主				
賃貸住宅	家主				
市営・都営・県営住宅	住宅供給公社				
株券・債券	証券会社・発行法人				

	種類	届出先	該当	完了	備考
引き継ぐ 手続き②	電話	NTT			
	特許権	特許庁			
	音楽著作権	社団法人日本音楽著作権協会			
	貸付金	貸付先(債務者)			
	信用金庫への出資金	出資先			
	保証金	保証金の預け先			
	各種免許・届出	管轄官庁			酒類など
	預貯金の口座	金融機関			
	自動車	陸運局事務所			
	自動車納税義務者	陸運局事務所			
ゴルフ会員権	所属ゴルフ場				

	種類	専門家	該当	完了	備考
有無の確認	遺言書の検討・開封	弁護士			
	遺言執行者の選任	弁護士			
	遺言内容の執行	弁護士			
	遺留分減殺請求	弁護士			
	特別代理人の選定	司法書士			
	相続税の申告	税理士			
	所得税の準確定申告	税理士			
	所有権保存登記	司法書士			
	建物表示登記	土地家屋調査士			
	相続人調査	弁護士・司法書士			
調査	相続財産の調査	弁護士・司法書士			
	相続放棄・限定承認申立	弁護士			
	相続人間の協議・交渉	弁護士			
	分割協議の調停・審判	弁護士			
	相続(名義変更)登記	司法書士			
	土地分筆登記	土地家屋調査士			
	埋葬費(国民健康保険)	社会保険労務士			
	遺族基礎年金(国民年金)	社会保険労務士			
	寡婦年金(国民年金)	社会保険労務士			
	死亡一時金(国民年金)	社会保険労務士			
遺産分割協議	埋葬料(健康保険)	社会保険労務士			
	家族埋葬料(健康保険)	社会保険労務士			
	埋葬費(厚生年金)	社会保険労務士			
	遺族厚生年金	社会保険労務士			
	葬祭料(労災保険)	社会保険労務士			
	遺族補償年金(労災保険)	社会保険労務士			
	未支給失業給付金	社会保険労務士			
	年金手続				

相続が発生したら… 「相続する」か「放棄する」か

相続人は、相続が発生したら、大きく分けて2つの選択をすることができます。1つは相続財産を「相続する」という選択肢、もう一方で「相続しない」という選択肢(＝相続放棄)です。相続財産には、プラスの財産(家、預金など)とマイナスの財産(借金)が存在します。仮にお亡くなりになられた方に借金があった場合、相続人はマイナスの財産、つまり「借金」を相続するということになります。このような「借金」まで相続することにならないよう、相続には「相続放棄」という選択肢が用意されているのです。

「相続する」場合

相続する場合は、相続を知ってから3ヶ月以内に相続放棄をしなければ、自動的に相続し、07ページの遺産分割手続きに進みます。

「相続放棄」の場合

相続放棄とは、被相続人の残した財産や借金を引き継ぐ権利がある相続人が、それら財産や借金の相続を「引き継ぎません」と宣言することです。相続放棄は相続開始を知った3ヶ月以内に家庭裁判所に申述します。



相続人が複数いる場合

相続人が複数いる場合は、一部の人だけが放棄することも可能ですし、全員放棄というのも可能です。ただし、相続では「これは相続するけど、これは相続しない」ということは原則できません。ですから、どんなに遅くとも3ヶ月以内には相続財産額がプラスなのかマイナスなのかくらいは確認できる調査をしなければいけません。

誰が、どれだけ相続するか？(遺産分割)

誰が相続人になれるかは、民法で決められています。残された親族が誰であるかによって、相続できる人と相続できる割合が異なってきます。民法によって定められた相続人を「法定相続人」と言います。亡くなった方と親族であったとしても、必ず相続人になれるわけではありません。法定相続人の優先順位は、配偶者→子→父母→兄弟姉妹となり、その割合は下表の通りとなります。

残されている人	相続分
亡くなった方に配偶者と子がいる場合	配偶者、子どもに 1/2 ずつ相続します
亡くなった方に配偶者と父母がいる場合(子はいない)	配偶者が 2/3 、父母が 1/3 を相続します
亡くなった方に配偶者と兄弟姉妹がいる場合(子も父母もいない)	配偶者が 3/4 、兄弟姉妹が 1/4 を相続します
亡くなった方に配偶者のみいる場合(子も父母も兄弟姉妹もいない)	配偶者が 全て を相続します
亡くなった方に配偶者いない場合で、子・父母・兄弟姉妹いる場合	子供が 全て を相続します

こんな場合は相続分が増える、減る？

<寄与分に関する制度>

親の家業に従事して親の財産を増やした人、親を自宅で介護して親の財産の減少を防いだなど、被相続人の財産の維持又は増加に特別の寄与をしたと評価できる場合は、民法の規定により、「寄与分」を別枠で受け取ることができます。

<特別受益者に関する制度>

死亡の何年前でも、相続財産に共同相続人のうち一人だけ住宅資金や、開業資金などをもらった場合、特別受益者にあたります。これらの贈与は相続財産の前渡として扱われ、調整されるべきであると判断されます。

<遺言書が見つかったら、遺留分減殺請求するか検討する>

民法は、一定の相続人に対しては、遺言をもってしても奪うことのできない相続人の取り分を用意しています。それを遺留分と言います。遺留分は、相続分の半分です。遺言でああなたの遺留分が侵害されているのがわかったら、遺留分減殺請求をする必要があります。遺留分は、当然に貰えるものではなく、請求をしなければなりません。この請求のことを、遺留分減殺請求と言います。死亡し、遺言があることが分かってから1年以内に、遺言や生前贈与を受け、遺留分を侵害した人に対し、内容証明郵便で、遺留分減殺の請求をしておく必要があります。遺留分を侵害された人は、家庭裁判所に調停の申立をし、話し合いで解決ができない場合は、裁判によって、遺留分の返還を求めます。(いきなり、裁判をすることも可能です。)

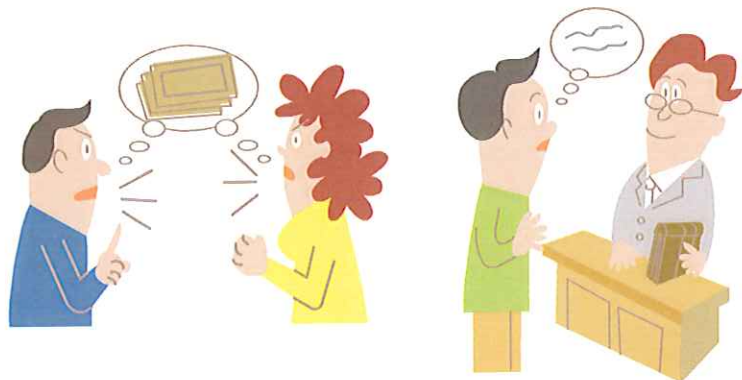
遺産分割協議書の作り方

相続税の申告や、相続した不動産の登記、預金や株式の名義変更などすべての場面で遺産分割協議書の提出が必要です。遺産分割協議書には、誰がどの財産を取得したのか明確に記載します。プラスの財産だけでなく、マイナスの財産についても記載します。遺産分割協議書には決まった書式はありませんが、全員の署名捺印が必要で、印鑑は市区町村役場に届け出た実印を使用します。そして、印鑑証明書と一緒に使用します。

<遺産分割がまとまらない場合>

遺産分割協議がまとまらない場合は、関係が悪くなる前に、専門知識を持つ第三者に相談することをオススメします。利害の対立を法的な立場から解決するには弁護士が適切です。

第三者が加わっても解決しない場合は、家庭裁判所の調停に持ち込むのも有効です。遺産分割の調停は、相続人の1人あるいは何人かが、残る全員を相手方として申し立てます。また、調停でも話がまとまらない場合は、自動的に審判手続きに移行します。審判手続きでは、さまざまな事情を考慮して、裁判官が遺産分割の審判をします。



遺産分割協議書見本

遺産分割協議書

被相続人甲の相続人乙、同丙、同丁は、被相続人の遺産を下記のとおり分割することに同意する。

第1条 相続人乙は、次の相続財産を取得する。

1 土地 所 在
地 番 目
地 積 平方メートル

2 建物 所 在
家屋番号
種 類
構 造
床 面 積 1階 平方メートル
2階 平方メートル

3 負債
第2条 相続人丙は、次の相続財産を取得する。

00銀行 00支店 普通預金
00銀行 00支店 定期預金
00銀行 00支店 普通預金 0074215
定期預金全部

第3条 相続人乙は、その取得した相続分の代償として、相続人丁に対し金 万円を支払う。

第4条 本遺産分割協議書により、被相続人の遺産は全て分割されているが、万が一、今後、本件遺産分割協議書記載の遺産以外の遺産が発見されたときは、別途、話し合いをする。

第5条 本件各相続人は、相互に協力し、円滑な遺産分割の実現に必要な署名・捺印についても誠実に行うものとする。

以上のように相続人全員による遺産分割協議が成立したので、本件遺産分割協議書を3通作成の上、本件各相続人は各1通を所持するものとする。

平成 年 月 日

氏名	(相続人乙) 住所	実印
氏名	(相続人丙) 住所	実印
氏名	(相続人丁) 住所	実印

遺言のすすめ

「うちの家族に限って、相続でもめるなんてありえない」「たいした財産もないのに遺言なんて…」とお思いになられるかもしれません。しかし、実際に相続トラブルで相談に来られる方の多くは、生前にはそう考えられていたのです。そして、その半数以上は遺言があれば回避できた筈のトラブルです。以下のような場合は、是非遺言の作成をお勧めいたします。

- お子様がおられない場合
- 再婚された方
- 企業の経営者の方
- 特定の方に財産を残されたい方
- 遺産トラブルを未然に防ぎたい方
- 法定相続人以外に財産を残されたい方



また、遺言は、それぞれ遺言の種類によって法律で書き方が決められています。せっかく書いた遺言書に不備があっては元も子もありません。きちんとした遺言書を作成したいのであれば、一度弁護士に、ご相談の上、公正証書遺言を作成されることをお勧めいたします。

<公正証書遺言とは>

公正証書遺言とは、公証人が遺言者の口述をもとに、遺言書を作成し、その原本を公証人が保管するもので、確実な遺言書です。公証人が作成した遺言書に、遺言者が署名押印すれば、公正証書が完成します。

<遺言の保管について>

遺言は書面で作成されることになっていますが、遺言によって自らの意思を実現するためには、その遺言書を相続人に見つけてもらわなければなりません。発見してもらえなければ、折角作成した遺言は何の効果もありません。従って、遺言書は遺言者が亡くなった後に相続人がすぐにわかるような場所で、かつ隠されたり、勝手に書き換えられたりする心配の無い場所に保管しておく必要があり、弁護士に保管してもらえば安心です。

山本安志法律事務所の サービスメニュー

